

令和7年6月17日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ハトリ（法人番号：6050002033822） 代表者 羽鳥 誠一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 茨城県稲敷郡河内町羽子騎376-1 （本社営業所） 茨城県稲敷郡河内町羽子騎376-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第27条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月12日及び令和6年11月26日、死亡事故を引き起こしたことにより監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある運行の業務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運行基準図の作成義務等違反(運輸規則第27条第1項)、(3)運行表の作成、運転者等の携行義務違反(運輸規則第27条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.（4）但し書き参照）

令和7年6月24日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年6月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	川崎鶴見臨港バス株式会社（法人番号：5020001072478） 代表者 野村 正人
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県川崎市川崎区中瀬3-21-6 (塩浜営業所) 神奈川県川崎市川崎区塩浜3-10-10
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月16日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)